

デイサービスセンター ヴェール

通所介護・介護予防通所介護相当サービス

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(北海道 第 0171300684 号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次

1	事業者・・・・・・・・・・	2
2	事業所の概要・・・・・・・・	2
3	事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・	3
4	職員の配置状況・・・・・・・・	3
5	事業所が提供するサービスと利用料金・・・	4
6	虐待防止のための措置について・・・・・・・・	9
7	身体拘束等の適正化について・・・・・・・・	9
8	事故と損害賠償について・・・・・・・・	9
9	契約の終了について・・・・・・・・	11
10	守秘義務について・・・・・・・・	12
11	苦情の受付について・・・・・・・・	12
12	第三者評価の実施状況について・・・・・・・・	12

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北ひろしま福社会
- (2) 法人所在地 北海道北広島市朝日町2丁目6-9
- (3) 電話番号 011-373-8809
- (4) 代表者氏名 理事長 渡邊 憲介
- (5) 設立年月日 昭和24年10月1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成26年6月27日指定
北海道 第 0171300684 号
- (2) 事業所の目的 指定通所介護事業所 デイサービスセンター ヴェールは、介護保険
法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した
日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用
者に日常生活を営む為に必要な介護並びに健康保持の為に相談・助
言等を行い、通所介護及び通所型サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 デイサービスセンター ヴェール
- (4) 施設の所在地 北海道北広島市共栄276番地9
- (5) 電話番号 011-376-7233
- (6) F A X 011-373-3051
- (7) メールアドレス khf_vert@kitahiro-fukusikai.or.jp
- (8) 管理者 所長 賀川 幸介
- (9) 運営方針 『利用者もスタッフも、みんなのやりたいことが実現できる場所』
『家でやれることは当たり前、家でやれないこともやれる場所』
『必ず笑顔に、必ず主役になれる場所』
- (10) 開設年月日 平成26年7月1日
- (11) 利用定員 25人

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 北広島市全域、清田区（里塚・一部地域）、恵庭市、江別市、長沼町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日まで営業、日曜日・年末年始休み
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時30分～16時40分（介護予防通所介護） サービスは9時30分～15時40分

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	現員
管理者	1名	1名（兼務）
介護職員	3名	7名
生活相談員	1名	2名（1名兼務）
看護職員	1名	1名（兼務）
機能訓練指導員	1名	2名（1名兼務）

<主な職種の勤務体系>

職種	勤務体制
介護職員	勤務時間：8時00分～17時00分、8時30分～17時30分
看護職員	勤務時間：8時30分～16時00分
機能訓練指導員	勤務時間：8時00分～17時00分

5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

入浴または清拭を行います。座位保持が困難な方でも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

②排泄

ご利用者の排泄の介助を行います。

③機能訓練

機能訓練指導職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

⑤送迎サービス

ご利用者のご自宅と事業所間の送迎を行います。

※送迎サービスは、ご利用者のご自宅（ご親戚）まで行います。

⑥食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好に考慮した食事を提供します。

（食事提供時間） 12：15～13：15

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事代をお支払い下さい（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。また、介護保険負担割合により2割負担となる場合があります。尚、今後介護保険制度の変更等による利用料金の改定については、利用料金の変更のみを通知し説明させていただく場合があります）。

○通所介護料金表

要介護 3 時間以上 4 時間未満

(単位：円)

①ご利用者の要介護度とサービス利用料金（日額）	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	2,700	4,230	4,790	5,030	5,590
②うち介護保険から給付される金額	3,330	3,807	4,311	4,797	5,277
③サービス利用にかかる自己負担額（①－②）	370	423	479	533	593

要介護 6 時間以上 7 時間未満

(単位：円)

①ご利用者の要介護度とサービス利用料金（日額）	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,840	6,890	7,960	9,010	10,560
②うち介護保険から給付される金額	5,256	6,201	7,164	8,109	9,572
③サービス利用にかかる自己負担額（①－②）	584	689	796	901	1,008

要介護 7 時間以上 8 時間未満

(単位：円)

①ご利用者の要介護度とサービス利用料金（日額）	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	6,580	7,770	9,000	10,230	11,430
②うち介護保険から給付される金額	5,922	6,993	8,100	9,207	10,332
③サービス利用にかかる自己負担額（①－②）	658	777	900	1,023	1,100

○介護予防通所介護相当サービス料金表

要支援及び事業対象者

(単位：円)

①ご利用者の要介護度とサービス利用料金（月額）	要支援 1	要支援 2
	17,980	36,210
②うち介護保険から給付される金額	16,182	32,582
③サービス利用にかかる自己負担額（①－②）	1,798	3,621

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

○加算

入浴介助加算（Ⅱ）・・・厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た当該基準による個別の入浴介助を提供します。

（要介護者のみ）1回あたり 55単位

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・・・要介護者に対して、ご利用者に合わせた個別の訓練を提供します。

（要介護者）1日あたり 56単位

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ・・・2名以上の機能訓練指導員が、ご利用者に合わせた機能訓練を提供します。

（要介護者）1日あたり 76単位

個別機能訓練加算（Ⅱ）・・・（Ⅰ）に加えて科学的介護への取り組みを行います。

（要介護者）1月あたり 20単位

口腔機能向上加算・・・ご利用者に合わせた口腔機能の維持、向上に向けた指導や訓練を提供します。

1回につき 150単位

（要支援者・事業対象者）・・・月に1回まで

（要介護者）・・・月に2回まで

科学的介護推進体制加算・・・ご利用者の心身状況等に係る基本的な情報をデータベースへ提出、フィードバックを活用します。

（要介護者・要支援者・事業対象者）1月あたり 40単位

サービス提供体制強化加算Ⅲ・・・全介護員の経験に対する介護職員有資格者の割合が40%以上の施設に限り算定可能。

（要介護者）1日あたり 6単位

（要支援1・事業対象者）1月あたり 24単位

（要支援2・事業対象者）1月あたり 48単位

A D L維持等加算Ⅱ・・・ヴェールを利用されているすべてのご利用者のA D L（日常生活動作）の維持・改善の度合いが一定の水準を超えた等の要件を満たした場合に算定されます。

（要介護者）1月あたり 30単位

加算サービスの利用につきましては、ご利用者に利用料金の一部（通常1割）をご負担いただきます。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①入浴に使用するタオルなど・・・100円

※持参される場合でも一律徴収させていただきます。

②サービス提供の一環として参加者を募って実施するレクリエーション（機能訓練以外）等にかかる実費

※調理、陶芸、刺繍、書道等に係る材料費など

3食事代・・・700円（おやつ代含む）

④おむつ代（当事業所のおむつを使用した場合）

パッド（小）・・・30円

パッド（中）・・・50円

リハビリパンツ・・・140円

<利用料金のお支払方法>

利用料の費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし（手数料は法人負担）

北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、ゆうちょ銀行

イ. 指定口座へのお振込み（手数料はご契約者負担）

：北洋銀行 北広島中央支店 普通預金 3758023

：北海道信用金庫 北広島支店 普通預金 4261445

（口座名義） 社会福祉法人 北ひろしま福祉会

デイサービスセンター ヴェール 所長 賀川 幸介

：北海道銀行 北広島支店 普通預金 0854317

（口座名義） 社会福祉法人 北ひろしま福祉会

特別養護老人ホーム 東部緑の苑 施設長 北口 寿雄

：ゆうちょ銀行 279 当座 0095633

（口座名義） 社会福祉法人 北ひろしま福祉会

ウ. 施設の窓口で直接お支払

<食事代>

ご利用者になさる食事の材料にかかる費用です。なお、利用予定日の2日前までにサービスの連絡がなかった場合はキャンセル料として700円をご負担いただきます。

<レクリエーション、クラブ活動>

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことがあります。その場合には材料費等の実費をご負担いただきます。

<複写物の交付>

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、1枚につき10円をご負担いただきます。

<日常生活上必要となる諸費用実費>

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

(3) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の2日前までに申し出がなく、以降に利用の中止の申し出をされた場合、食事のキャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の2日前までに申し出がなかった場合	700円

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(4) 緊急時の対応について

サービス利用中にご利用者の体調が悪くなった場合、かかりつけ病院に連絡の上、その後の対応に関してはご家族にてお願いいたします。

(5) 事故発生時の対応

- ①ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- ③当該事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。
- ④ご利用者に対するサービス提供により発生した事故等によりご利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

6 虐待防止のための措置について

事業者は、ご利用者の身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、権利相談委員、虐待防止管理センター、事業支援センターを設け、サービス提供上の虐待防止対策のための取り組みを実施します。また、利用者と関係者を巻き込み、利用者や苦情を申し立てることを促し、その解決を図るための助言や立会いをおもて解決に努めます。なお、苦情の対応は申し立てることなく行います。

権利相談委員は虐待防止管理センター、事業支援センターと連携し、虐待防止対策の推進に努めます。また、事業者は、利用者や苦情を申し立てることを促し、その解決を図るための助言や立会いをおもて解決に努めます。なお、苦情の対応は申し立てることなく行います。

事業者は、苦情の申し立てに対して、利用者の権利や苦情の処理について迅速に、また適切な対応を講じます。また、苦情の申し立てに対して、利用者の権利や苦情の処理について迅速に、また適切な対応を講じます。

事業者は、苦情の申し立てに対して、利用者の権利や苦情の処理について迅速に、また適切な対応を講じます。また、苦情の申し立てに対して、利用者の権利や苦情の処理について迅速に、また適切な対応を講じます。

7 身体拘束等の適正化について

事業者は、ご利用者の身体拘束その他行動制限の適正化に向けて、身体拘束ゼロへ運営委員会を設置し、サービス提供者に身体拘束等の適正化のための定期的研修を実施します。

8 事故と損害賠償について

事業者は、施設介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。事業者又は職員の責任によりご利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生についてご利用者の故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を負いません。とりわけ下記に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

<損害賠償がなされない場合>

- 1) ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 2) ご利用者がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 3) ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由で損害が発生した場合
- 4) ご利用者が事業者もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合
- 5) ご利用者本人の不注意による事故、不可抗力により事故が発生した場合

<損害賠償への加入>

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン

保険名 賠償責任保険

※事業者側に被害者に対する法律上の賠償責任がある事故が対象です。

9 契約の終了について

<ご利用者からの契約解除>

ご利用者は事業者に対して、7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、ご利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

また、次の事由に該当した場合は、ご利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者がご利用者やそのご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

<事業者からの契約解除>

事業者はご利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

また、次の事由に該当する場合、事業者は書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。

- ①ご利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料を支払われない場合
- ②ご利用者が正当な理由なく欠席を繰り返した場合、またはご利用者の入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
- ③ご利用者またはそのご家族等が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業者に求め、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合
- ④ご利用者またはそのご家族等が、故意もしくは重大な過失により事業者やサービス提供者もしくは他のご利用者の生命・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合

次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- ①ご利用者が介護保険施設に入居した場合
- ②ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ご利用者が死亡した場合

10 守秘義務について

事業者及びサービス提供者または職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約の終了後も同様です。ただし、必要に応じて心身等の個人情報を提供する場合があります。

11 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所は、ご利用者からの苦情等に対する対応を迅速丁寧に行うこととするとともに、苦情の発生を防止することを目指しています。当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者（相談窓口） 嘉藤 千洋

○苦情解決責任者 賀川 幸介

○受付場所 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号 札幌市保健福祉局 福祉サービス課

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付

北広島市役所保健福祉部 高齢者支援課	所在地 北広島市中央4丁目2-1 電話番号 011-372-3311 FAX 011-372-6188
介護サービス苦情処理委員会 (北海道国民健康保険団体連合会)	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市北2条西7丁目1 電話番号 011-241-3978 FAX 011-251-6156

12 第三者評価の実施状況について

当事業所では、提供するサービスの第三者評価の実施は行っていません。

指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 北ひろしま福祉会
デイサービスセンター ヴェール

説明者) 生活相談員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者)

住所

氏名

代筆者)

氏名

ご利用者との関係 ()